

5 土地区画整理事業の廃止及び都市計画の変更手続の報告について

1 土地区画整理事業の廃止のための手続

(1) 周南都市計画事業下松市豊井土地区画整理事業の事業計画の廃止（案）の縦覧

- ア 縦覧期間 令和2年7月17日（金）～7月30日（木）
- イ 縦覧結果 縦覧者：2名
- ウ その他 意見書の提出はありませんでした。

(2) 山口県公共事業評価委員会への審議依頼

令和2年9月3日（木）に開催された当該委員会に、土地区画整理事業の廃止の妥当性について審議してもらうよう、議題を提出し、説明及び質疑応答をした結果、令和2年11月20日（金）に妥当と判断されました。

2 都市計画（土地区画整理事業、道路及び公園）の変更のための手続

(1) 素案の縦覧

- ア 縦覧期間 令和2年8月3日（月）～9月16日（水）
- イ 縦覧結果 縦覧者：土地区画整理事業2名、道路1名、公園1名

(2) 説明会

- ア 開催日時 令和2年9月2日（水）午後2時～
- イ 開催結果 参加者：4名

(3) 公聴会

公述の申出がなかったため、公聴会の開催はありませんでした。

(4) 案の縦覧

- ア 縦覧期間 令和2年11月2日（月）～11月16日（月）
- イ 縦覧結果 縦覧者：土地区画整理事業1名、道路1名、公園1名
- ウ その他 意見書の提出はありませんでした。

※ 12月17日（木）に下松市都市計画審議会が開催され、この都市計画の変更について審議される予定となっています。

6 今後の予定

11月下旬から12月上旬にかけて、都市計画道路豊井恋ヶ浜線の沿道となる地権者の方に対し、土地利用に関する意向の調査をする予定です。

また、現在も豊井地区内各所において測量作業を実施中です。ご迷惑をおかけしますが、引き続きご協力をお願いします。



豊井まちづくりだより

<No.9>

発行 令和2年11月
下松市大手町三丁目3番3号
下松市役所 都市整備課
豊井地区市街地整備係
電話（0833）45-1860

掲載情報

- 1 豊井区画整理見直し協議会開催状況
- 2 都市計画道路豊井恋ヶ浜線沿道まちづくり勉強会の報告について
- 3 豊井区画整理見直し協議会の廃止について
- 4 (仮称)豊井地区まちづくり推進協議会の設置について
- 5 土地区画整理事業の廃止及び都市計画の変更手続の報告について
- 6 今後の予定



1 豊井区画整理見直し協議会開催状況

令和2年7月30日（木）に第11回、令和2年10月26日（月）に第12回の豊井区画整理見直し協議会を開催しました。

第11回協議会では、都市計画道路豊井恋ヶ浜線にかかる土地を所有している方を対象に2回の勉強会を開き、豊井恋ヶ浜線の概要やその整備手法などを説明し、現時点での対象地権者の将来的な土地利用の意向を把握することなどを報告しました。

第12回協議会では、次項以降の内容について報告しました。

2 都市計画道路豊井恋ヶ浜線沿道まちづくり勉強会の報告について

【第1回】

関係地権者の方を対象に、事業への理解を深めていただき、今後の土地利用の意向を把握し、事業の検討を進める基礎とするために開催しました。

- 1 対象地権者 40名
- 2 開催日程 令和2年8月3日（月）から6日（木）まで

【第2回】

第1回の意向聴取結果を基に、(都)豊井恋ヶ浜線の沿道の土地の割り振りを再検討し、その結果を主に残留意向であった関係地権者の方へ提示しました。

- 1 対象地権者 25名
- 2 開催日程 令和2年9月28日（月）から10月2日（金）まで

3 豊井区画整理見直し協議会の廃止について

当該協議会は、豊井地区の見直しに併せ、新たなまちづくりの整備方針やその整備計画について協議することを目的として平成29年に設置され、これまで豊井地区のまちづくりについて協議を重ねてきました。

その協議を経て令和2年5月に「豊井地区まちづくり整備計画（以下、「整備計画」といいます。）が策定されたことでその目的を達成したため、第12回協議会をもって「豊井区画整理見直し協議会」の役割を終えることとなりました。

今後は、できるだけ早期に豊井地区の整備を進めるため、整備計画に基づいた事業の推進を図る必要があることから、後述する「(仮称)豊井地区まちづくり推進協議会」を新たに設置し、当該協議会を中心に豊井地区のまちづくりについて協議していくこととなりますので、今後とも豊井地区に関係する皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



4 (仮称) 豊井地区まちづくり推進協議会の設置について

1 新たに設置する協議会の目的

「豊井地区まちづくり整備計画」に基づき実施する豊井地区まちづくり整備事業（以下「事業」といいます。）の推進を図るため、事業の計画に関することや事業の実施、進捗状況に関することなどを協議することが目的です。

2 委員

事業に関係する地権者の中から10名以内で組織し、市長が委嘱します。

3 任期

2年とし、再任できるものとします。

4 会長

委員の中から互選により選出します。

5 委員の委嘱の時期

12月中旬を予定しています。（最初の会議は令和3年1月に開催予定）



※ 今後の豊井地区のまちづくりに関する各機関との関係は、右図の「豊井地区まちづくり整備事業フロー」のとおりとなります。

